

平成 22 年度決算に基づく 瀬戸市の健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の一部が平成 20 年 4 月に施行され、市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率等の算定及び公表が義務付けられました。

平成 21 年 4 月からは、この法律が完全施行となり、早期健全化基準等を超過した場合、財政健全化計画等の策定が義務付けられます。

健全化判断比率

< 実質赤字比率 >

標準財政規模に対して、一般会計等（ 1 ）の当該年度の実質赤字額が占める割合です。

< 連結実質赤字比率 >

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計（ 2 ）の当該年度の実質赤字額が占める割合です。

< 実質公債費比率 >

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合（ 3 ）が支出した公債費が占める割合です。

< 将来負担比率 >

標準財政規模に対して、瀬戸市の全会計と一部事務組合、土地開発公社等（ 4 ）の負債が占める割合です。

	瀬戸市の数値	早期健全化基準 (本市における基準)	財政再生基準
実質赤字比率	-	12.25%	20.00%
連結実質赤字比率	-	17.25%	35.00%
実質公債費比率	5.4%	25.0%	35.0%
将来負担比率	37.2%	350.0%	

実質赤字比率

- ・一般会計等の実質赤字額がないため、実質赤字比率は、該当しません。
(表中は、「 - 」で表示しています。)

連結実質赤字比率

- ・全会計合計の連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は、該当しません。
(表中は、「 - 」で表示しています。)

実質公債費比率

- ・早期健全化基準の 25.0%の範囲内であり、地方債の許可基準である 18.0%以内です。

将来負担比率

- ・早期健全化基準の 350.0%の範囲内であり、標準財政規模の 0.372 倍です。

(対象範囲)

本市においては、

- 1 一般会計及び春雨墓苑事業特別会計が対象となります。
- 2 1に加えて、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計が対象となります。
- 3 2に加えて、公立陶生病院組合、尾張東部衛生組合、瀬戸旭看護専門学校組合、尾張農業共済事務組合及び愛知県後期高齢者医療広域連合が対象となります。
- 4 3に加えて、瀬戸市土地開発公社が対象となります。

資金不足比率

公営企業の事業規模に対する資金不足額の比率です。

	公営企業会計	資金不足比率	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業会計	-	20.0%
	下水道事業特別会計	-	

- ・いずれの公営企業会計も資金不足額は、ありませんでしたので該当しません。(表中は、「 - 」で表示しています。)